

環境省無駄削減プロジェクトチーム設置要綱

平成21年1月23日

(趣旨)

第1条 環境省における支出の無駄を削減する観点から、環境省における支出を点検し、予算執行を効率的かつ効果的なものに改善するとともに、予算の執行状況を予算要求へ適切に反映させるため、環境省に「環境省無駄削減プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(プロジェクトチームの業務)

第2条 プロジェクトチームは、行政支出総点検会議の指摘事項(平成20年12月1日取りまとめ)を踏まえ、無駄の削減に向けた目標の設定、予算の執行状況の把握・改善、執行状況の予算要求への反映その他所要の事項に関し、各種作業の進行管理及びその推進並びに省内の連絡調整に当たることを業務とする。

(プロジェクトチームの構成員及び機能)

第3条 プロジェクトチームは、大臣官房長、大臣官房各課長、各部局総括課長及び大臣官房政策評価広報課地方環境室長をもって構成する。

- 2 プロジェクトチームにチーム長を置き、大臣官房長をもってこれに充てる。チーム長は、プロジェクトチームの業務を統括する。
- 3 プロジェクトチームに主査を置き、大臣官房会計課長をもってこれに充てる。主査はチーム長を補佐し、プロジェクトチーム内の連絡調整に当たる。
- 4 官房長を除くプロジェクトチームの各構成員は、自らの所属する部局等(官房にあっては課、地方環境室においては地方環境事務所)における無駄の削減に向けた取組を統括する。

(検討チームの設置等)

第4条 プロジェクトチームの業務を補佐するため、プロジェクトチームの下に、大臣官房会計課総括補佐をチーム長とする「環境省無駄削減検討チーム」(以下「検討チーム」)を置くものとし、検討チームの構成員は、官房各課(地方環境室を含む。)、各部局総括課の庶務担当補佐とする。

- 2 プロジェクトチーム及び検討チームの構成員は、必要に応じて追加することができるものとする。

(他の推進会議等との連携)

第5条 プロジェクトチームは、環境省政策評価推進会議、環境省環境マネジメントシステム等における既存の取組と連携しながら、業務を実施する。

(庶務)

第6条 プロジェクトチーム及び検討チームの庶務は、大臣官房会計課において処理する。